

岐阜県公報

目 次

告 示

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

道路の区域変更

道路の供用開始

多治見都市計画の変更

開発行為の工事の完了

(農村振興課) 五五七^ハ

(道路維持課) 五五八

(同) 五五八

(都市政策課) 五五九

(建築指導課) 五五九

告 示

岐阜県告示第四百五十六号

農業振興地域の指定に関する告示(平成十七年岐阜県告示第五百六十五号)の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

五 本県地域の部を次のように改める。

五 本県地域

本県市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長振興課及び岐阜県岐阜農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十七号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十八年岐阜県告示第千四十四号)の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 関ヶ原地域の部を次のように改める。

一 関ヶ原地域

関ヶ原町の区域のうち、別図の青色で着色した区域

(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長振興課及び岐阜県西濃農

第 百 五 十 五 号
令 和 二 年 十 一 月 二 十 日

(金曜日)

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たる
ときは翌日

令 和 二 年 十 一 月 二 十 日

林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	御岳山線 朝日線	高山市朝日町宮之前字六郎洞四五六番三地先地内	前 一三・五 八・七	後 四九・二 一〇・三	五・九	五・九

岐阜県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域の変更又は 決定又は告示 年月日ほか）

県道	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域の変更又は 決定又は告示 年月日ほか）
江 南	江 南 線	関市倉知字中坂三二二番八地先から 同市同 字同 三二二番九地先まで	七・四	令和 二・二一・二〇	令和 二・九・二三

岐阜県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域の変更又は 決定又は告示 年月日ほか）
県道	川 美 濃 線	美濃加茂市三和町川浦字一反田一六〇一番一地先から 同 市 同 町 同 字 同 一五九〇番一地先まで	八・〇	令和 二・二一・二〇	令和 元・三・二七

岐阜県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	川美濃線	美濃加茂市三和町甘屋字岩瀬戸二二五番三地先から	延長(メートル)	一九二〇	供用開始の期日	令和二年十一月二十日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
路線名	川美濃線	同市同町同字同	間	二〇四番二の二地先まで	一九二〇	令和二年十一月二十日	平成三年九月二日

岐阜県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課並びに多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第四百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課並びに多治見市都市計画部都市政策課

公 示

開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一二四号の三〇 令和二・三・一八	瑞穂市馬場前畑町三丁目六五番及び六六番	道路	開発登録簿による	大阪府大阪市北区天神橋二丁目北二番一―号 株式会社大倉 代表取締役 清 瀧 静 男

<p>同 中 建 築 第 一 一 四 号 の 二 令 和 二 ・ 六 ・ 一 五</p>	<p>羽 島 郡 岐 南 町 平 島 七 丁 目 一 九 番</p>	<p>道 路、 下 水 道</p>	<p>同</p>	<p>愛 知 県 丹 羽 郡 扶 桑 町 大 字 高 雄 字 天 道 一 〇 四 番 地 有 限 会 社 千 竹 地 所 代 表 取 締 役 千 田 一 光</p>
<p>同 中 建 築 第 七 三 号 の 九 令 和 二 ・ 三 ・ 一 七 同 中 建 築 第 一 〇 四 号 の 四 令 和 二 ・ 一 〇 ・ 二 一</p>	<p>関 市 東 本 郷 字 山 王 裏 五 二 五 番、 五 二 六 番、 五 三 九 番 及 び 五 四 〇 番</p>	<p>道 路、 公 園 下 水 道</p>	<p>同</p>	<p>岐 阜 県 関 市 栄 町 五 丁 目 一 七 番 地 一 株 式 会 社 フ ク タ ハ ウ ス 代 表 取 締 役 福 田 博 光</p>

令 和 二 年 十 一 月 二 十 日 発 行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐 阜 県 庁 一 番 一 号

編 集

岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一

岐 阜 文 芸 社